

# 幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する 3歳～5歳児の子どもの利用料が無償化されました。

## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども

### 【対象者・利用料】

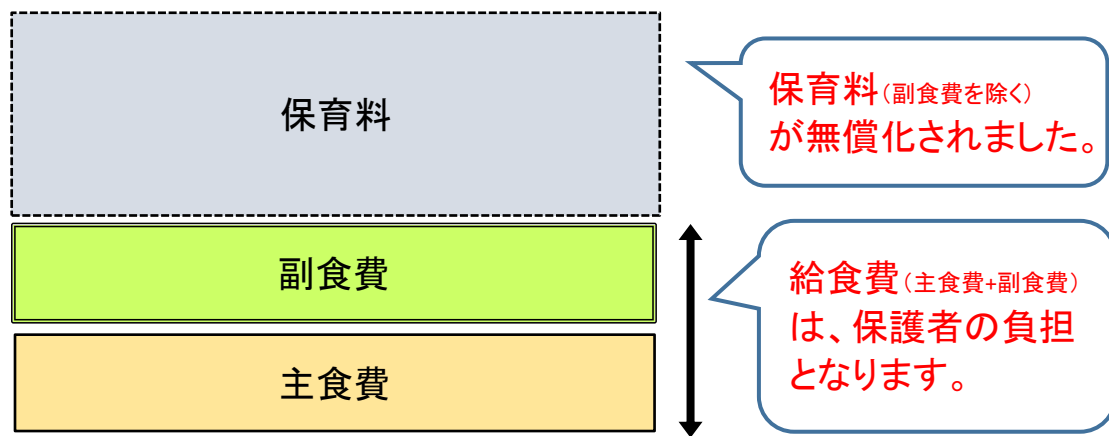
- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳～5歳児の全ての子どもの利用料が無償化されました。
  - ◇ 無償化の対象期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
(注)幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。
  - ◇ 通園送迎費、食材料費、教材費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

### 《保育所等の副食費の保護者負担について》

幼児教育・保育無償化に当たり、3歳～5歳児の保育料が無償化されましたが、副食費については、これまでどおり保護者の負担が原則とされたことから、各保育所等において実費徴収されることとなります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の算定対象第3子以降の子どもについては、副食の費用が減免されます。

算定対象第3子以降…1号認定については小学校3年生までの範囲、2号認定については小学校就学前までの範囲で最年長の子どもからカウントして3人目以降のことを指します。



- ◇ 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園に在籍する園児については、子育てのための施設等利用給付認定が必要です。(無償化の上限額は25,700円)
- 0歳～2歳児の子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されました。

※ 次の幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等について無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付の支給認定」の「新2号認定・新3号認定」を受ける必要があります。

「新2号認定」を受けるには、3歳～5歳児で「保育の必要性の要件」があること、「新3号認定」を受けるには、0歳～2歳児で「保育の必要性の要件」があることと「住民税非課税世帯」であることの両方を満たす必要があります。

「保育の必要性の要件」は、認可保育所の利用と同様の要件（一定時間以上の就労など法令等に定められた保育の必要な要件）になります。

## 幼稚園等の預かり保育を利用する子ども

- 幼稚園等に通う、子育てのための施設等利用給付の支給認定の新2号認定・新3号認定を受けた子どもが対象です。

(注)市内の幼稚園等に通われている場合は、原則、通われている幼稚園を經由しての申請となります。市外の幼稚園等に通われている場合は、市子育て支援課へお尋ねください。

- 月の利用日数に応じて無償化される額は変動します。(上限額:450円×利用日数)最大月額11,300円まで(2歳児の子どもは最大月額16,300円まで)の範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

(注)預かり保育が十分な水準でない施設(教育時間を含む預かり保育の提供時間が、1日8時間未満又は開所日数200日未満の施設)を利用した場合に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象になりません。

## 認可外保育施設等を利用する子ども

### 【対象者・利用料】

- 子育てのための施設等利用給付の支給認定の新2号認定・新3号認定を受けた子どもが対象です。

(注1)原則、保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)市子育て支援課への申請が必要となります。

- 対象となる施設・事業の利用料等の合計で月額37,000円(0歳～2歳児の子どもは月額42,000円)までを上限に無償化されます。

### 【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設やベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間が設けられています。

## 就学前の障害児の発達支援を利用する子ども

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもについても、3歳から5歳児まで利用料が無償化されます。

(注)既に障害児通所給付の支給決定を受け、サービスを利用している場合、新たな手続き等は不要です。

### ◆問い合わせ先

玉名市 健康福祉部 子育て支援課 TEL:0968-75-1120

(就学前の障害児の発達支援については)

玉名市 健康福祉部 総合福祉課 TEL:0968-75-1121